



# 宮崎県公報

平成19年1月13日（土曜日） 号外 第6号

発行・印刷 宮 崎 県  
宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料（送料共） 1年 36,000円

## 目 次

頁

### 告 示

家畜伝染病発生の届出 -----（畜産課） 1

家畜伝染病の家畜等の移動の制限 -----（畜産課） 1

## 告 示

### 宮崎県告示第31号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年1月13日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生場所（区域）	発生年月日
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	患畜	1	宮崎郡清武町	平成19年1月13日

### 宮崎県告示第31号の3

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年宮崎県規則第54号）第4条の規定により、次のとおり家畜及び物品の移動を当分の間制限する。

平成19年1月13日

宮崎県知事職務代理者

宮崎県副知事 坂 佳代子

- 移動を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- 移動を制限する物品  
病原体をひろげるおそれのある物品
- 移動を制限する区域

宮崎市神宮町、船塚町、丸山1丁目、丸山2丁目、権現町、北権現町、新別府町の一部（麓、南田、山宮、雀田、沖向及び下和田）、吉村町、和知川原1丁目、和知川原2丁目、和知川原3丁目、祇園1丁目、祇園2丁目、祇園3丁目、霧島1丁目、霧島2丁目、霧島3丁目、霧島4丁目、清水1丁目、清水2丁目、清水3丁目、中津瀬町、花殿町、丸島町、下原町、柳丸町、青葉町、大和町、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、高千穂通1丁目、高千穂通2丁目、高千穂通3丁目、橋通東1丁目、橋通東2丁目、橋通東3丁目、橋通東4丁目、橋通東5丁目、橋通西1丁目、橋通西2丁目、橋通西3丁目、橋通西4丁目、橋通西5丁目、広島1丁目、広島2丁目、老松1丁目、老松2丁目、原町、永楽町、

前原町、吾妻町、出来島町、中西町、堀川町、昭和町、大王町、潮見町、高洲町、小戸町、善師町、田代町、新栄町、昭栄町、浄土江町、川原町、宮田町、別府町、松山1丁目、松山2丁目、旭1丁目、旭2丁目、大工1丁目、大工2丁目、大工3丁目、鶴島1丁目、鶴島2丁目、鶴島3丁目、末広1丁目、末広2丁目、末広3丁目、千草町、元宮町、日ノ出町、瀬頭1丁目、瀬頭2丁目、高松町、西高松町、北高松町、南高松町、錦町、浮城町、稗原町、一の宮町、宮脇町、古城町、源藤町、北川内町、大坪町、淀川1丁目、淀川2丁目、淀川3丁目、谷川1丁目、谷川2丁目、谷川3丁目、天満1丁目、天満2丁目、天満3丁目、京塚、中村西1丁目、中村西2丁目、中村西3丁目、中村東1丁目、中村東2丁目、中村東3丁目、太田1丁目、太田2丁目、太田3丁目、太田4丁目、大塚町、福島町、福島1丁目、福島2丁目、福島3丁目、恒久、田吉、赤江、本郷北方、本郷南方、郡司分、熊野、加江田、鏡洲、折生迫の一部（海添、上箸方、下箸方、松添、名切、久保田、右葛ヶ迫、左葛ヶ迫、倉元、五庵園、塩谷ヶ平、愛宕下、市中、正連坊、大久保、右管ヶ迫、左管ヶ迫、右小管ヶ迫、左小管ヶ迫、小河内、納屋田、井ノ尻、入料、樋ノ下、小堤柴車、上部当ヶ谷、下部当ヶ谷、馬屋ヶ尻、柿ノ丸、寺田、大谷、馬相、水ヶ河、中畑、坊ノ尾、石ヶ久保、床波、山ノ口、須田木、右榎木山、左榎木山、徳次郎、財田、大丸、平田及び上白浜）、内海の一部（上郷良、尾引、中河原、墨坪、天神平、納屋ヶ平、立切及び大久保）、浮田、生目、富吉の一部（黒田及び真田）、細江、跡江の一部（尾敷田、出水口及び半中）、小松の一部（池田、南田、尾園、六反田、間米、口ノ坪、七田及び風穴）、長嶺、西池町、中央通、上野町、松橋1丁目、松橋2丁目、平和が丘東町、平和が丘西町、平和が丘北町、江平中町、江平東町、大淀1丁目、大淀2丁目、大淀3丁目、大淀4丁目、東大淀1丁目、東大淀2丁目、錦本町、大塚台西1丁目、大塚台西2丁目、大塚台西3丁目、大塚台東1丁目、大塚台東2丁目、新城町、恒久1丁目、恒久2丁目、恒久3丁目、恒久4丁目、恒久南1丁目、恒久南2丁目、恒久南3丁目、恒久南4丁目、宮の元町、月見ヶ丘1丁目、月見ヶ丘2丁目、月見ヶ丘3丁目、月見ヶ丘4丁目、月見ヶ丘5丁目、月見ヶ丘6丁目、月見ヶ丘7丁目、桜ヶ丘町、青島1丁目、青島2丁目、青島3丁目、青島4丁目、青島5丁目、青島6丁目、希望ヶ丘1丁目、希望ヶ丘2丁目、希望ヶ丘3丁目、希望ヶ丘4丁目、本郷1丁目、本郷2丁目、本郷3丁目、江南1丁目、江南2丁目、江南3丁目、江南4丁目、小松台北町、大坪東1丁目、大坪東2丁目、大坪東3丁目、大坪西1丁目、大坪西2丁目、生目台東1丁目、生目台東2丁目、生目台東3丁目、生目台東4丁

目、生目台東5丁目、生目台西1丁目、生目台西2丁目、生目台西3丁目、生目台西4丁目、生目台西5丁目、小松台東1丁目、小松台東2丁目、小松台東3丁目、小松台西1丁目、小松台西2丁目、小松台西3丁目、高岡町上倉永の一部（才本坊、堀町、岩下、石迫、二百田、西迫、二ツ枝、金益、駿目、池の下、管ヶ迫、椎木ヶ平、長丸、法月ヶ迫、内之八重、柞木橋、山下、宇都、下り田、田代、橋口、月腐、的野、八ツ割、徳広、小薄及び糺ヶ谷）、田野町上ノ原（甲）、鹿村野、上ノ鶴、前ノ原、竹ヶ迫、古木場、渡ヶ谷、永野、地藏原、中野、蛇ヶ谷、下尾谷、弓場ノ後、鷹ノ巣、突屋ヶ野、堀ノ下、灰ヶ野、松井坊、豆野、斧砥、坂ノ下、中西原、上西原、小牧、尾平、師匠免、大畑、法光坊、鷲瀬原、法光坊南、迫間、野添、坂ノ上、白坂上、売子木、二ツ毛、東入佐、松ノ木原、馬渡、元木、下ノ原、合子ヶ谷、船ヶ山前平、平田、船ヶ山、瓜生野、中畑、二ツ山、東大久保、西ノ原、石久保下、大久保、石久保、永ノ原、桂谷、ユズリハ、尾八重、倉谷、尾脇山、又五郎、芳ヶ迫、前平、尾脇、谷口、白石、札ノ元、屋敷下（甲）、野頭、野首、栗下、梅谷、地主、古城下、大丸、下谷口、空池、大手原、井倉、鬼丸、新村、村内、青木、仏堂園、芝原、崩ノ下、前田、檜原、後原、西ノ原、中原、宮ノ原、白砂坂上、大明神原、六反原、中渡瀬、学ノ木原、南原、大將軍後、上屋敷、堀下、下屋敷、中ノ田、三百部、竹雪、荒神鶴、中河原、桑鶴、屋敷下（乙）、釘原、橋ノ元、山渡瀬、仮屋原、仮屋中渡瀬、三角寺、長善坊、萩ヶ瀬、善入、田ノ瀬、鷹ノ巣、大松ヶ尾及び後山、宮崎郡清武町全域並びに南那珂郡北郷町大字北河内の一部（中萩、和当地、神子屋敷、道ノ谷及び境谷）